

和歌山県金属くず業条例関係取扱規程

(制定：令和4年7月28日 和歌山県公安委員会規程第12号)

和歌山県金属くず業条例関係取扱規程を次のように定める。

和歌山県金属くず業条例関係取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、和歌山県金属くず業条例（昭和32年和歌山県条例第66号。以下「条例」という。）及び和歌山県金属くず業条例施行規則（昭和32年和歌山県公安委員会規則第22号）に規定する和歌山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う事務の手續について定めることを目的とする。

(事務の専決)

第2条 条例の規定に基づく公安委員会の権限に属する事務のうち、警察本部長（以下「本部長」という。）及び警察署長並びにこれらの補助機関が専決することができる事務の範囲は、和歌山県公安委員会事務専決規程（昭和45年和歌山県公安委員会規程第4号）第2条に定めるところによる。

(不許可の通知方法)

第3条 条例第4条の規定により条例第3条第1項の許可をしないときは、申請者又はその代理人に対して、不許可通知書（別記様式第1号）により通知するものとする。

(身分を証明する証票)

第4条 条例第16条第2項に規定するその身分を証明する証票は、警察手帳とする。

(不利益処分 of の通知方法)

第5条 条例第18条第1項の規定による指示は、指示書（別記様式第2号）により行うものとする。

2 条例第18条第2項又は第3項の規定による許可の取消し又は営業の停止命令は、不利益処分決定通知書（別記様式第3号）により行うものとする。

(本部長への委任)

第6条 条例の施行に必要な手續等の細部の事項については、この規程に定めるほか本部長が別に定める。

(別記様式省略)